# 起業・ビジネス相談会 申込書

FAX 0235-23-3615

※表面の QR I	]ードでスマートフォンガ	いらもお申込みで	きます					年	月	日
	11月25日(火)	☐ 18:00 <sup>-</sup>	~18:50	□ 18	3:50	~19:40	) 🗆	19:40~	·20:30	
相談希望 日 時	12月23日(火)	□ 18:00·	~18:50	□ 18	3:50	~19:40	) 🗆	19:40~	·20:30	
※希望の期日・ 時間帯に <b>ノ</b> を付 けてください	1月27日(火)	□ 18:00 <sup>-</sup>	~18:50	□ 18	3:50	~19:40	) 🗆	19:40~	·20:30	
	※相談時間は、お一人様 50分以内となります。ご希望の相談時間に✔を付けてください。また申込状況等により、ご希望の日時等に添えず、日時を調整する場合がありますので予めご了承ください。									
フリガナ										
お名前			性	別	男	女	年 齢		歳	
住 所	Ŧ				•					
連絡先	TEL(携帯)									
	E-mail		@					*正確	こご記入くださ	٦L١
創業(予定)	年 月頃	・未定	会社名	(屋号)						
業種	□ 飲食業 □ 小売業 □ サービス業 □ 建設業 □ 農林水産業 □ 医療・福祉 □ その他( )									
相談項目	□ 事業計画書(収支予測) □ 創業資金·事業資金 □ 法人設立 □ 販売促進·集客方法 □ その他( )									
具体的な 相談内容	※事前に相談内容を把握しスムースな対応を心掛けていますので、出来る限り具体的な相談内容をご記入ください。 また、創業計画書や事業の概要がわかる資料等がある場合は、ご持参下さい。									
【個人情報の取り扱いについて】 この申込書にご記入いただいた個人情報は、相談会開催に必要な事務連絡等に使用するとともに、当センター主催のセミナー等の ご案内に使用させていただきます。また、「法令等で要求された場合」を除き、第三者に開示・提供いたしません。										
如何士入却坐。创坐士控(吐去如果土地丰地)										

# 鶴岡市の起業・創業支援(特定創業支援事業)

鶴岡市

の証明

# 特定創業支援事業 <実施する支援事業者>

#### 創業塾

<鶴岡商工会議所>

「創業塾」の全課程を修了した方

#### 起業セミナー・マネジメント講座

< 庄内産業振興センター>

起業はナーやマネジメント講座を受講・修了し創業個別相談を受けた方

### 創業個別相談

< 庄内地域産業振興センター・鶴岡商工会議所・出羽商工会・日本政策金融公庫・ 山形県信用保証協会・鶴岡市金融協会>

1ヵ月以上にわたり、計4回以上(1回1時間以上)「経営」、「財務」、 「人材育成」、「販路開拓」等の知識を習得した方

#### 起業家育成施設等

<庄内地域産業振興センター>

起業家育成施設・コワーキング「エ キイチ」で創業個別相談を受けた方

## 鶴岡TMO

<鶴岡商工会議所>

市内中心商店街の空き店舗に入居 し、創業個別相談で講習等をうけた方

#### 特定創業支援事業のメリット

鶴岡市の証明書により各種支援制度が受けられます

# 登録免許税軽減

鶴岡市内に株式会社、合同 会社等を設立する際の登録 免許税が軽減されます

会社設立

# 新規開業資金 貸付利率の優遇

日本政策金融公庫の新規開業資金の貸付利率の引き下げ対象

融資

# 創業関連 保証の特例

鶴岡市創業助成金

特定創業支援を受けた事業

者(市民)が市内で創業する 場合が対象となります

・創業関連保証枠が拡大 ・創業関連保証の申込期間が事 業開始の半年前までに拡大

融資

助成金